

平成30年4月25日  
北海道管区行政評価局**精神障害を持った者の求職に当たって必要とされている主治医の意見書等の取扱いの改善について  
—当局の調査結果及び行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する回答—**

北海道管区行政評価局は、次の行政相談を受け、実態を調査するとともに、民間有識者からなる行政苦情救済推進会議（座長：弁護士 曾根理之）に諮り、その意見等を踏まえ、平成30年3月30日、北海道労働局に対して改善に向けたあっせんを行いました（別紙参照）。

このあっせんに対し、平成30年4月25日、北海道労働局から、改善に向けた取組状況について回答がありましたので、公表します。

**【端緒となった行政相談】**

障害者雇用に係る求職活動をするためにハローワークに出向いたところ、担当者から障害の状況について問われたため、医師の診断書の原本を提示し、自分の疾患について説明した。

この診断書の原本は、今後、通院する病院に提出しなければならないことから、担当者に返却するよう求めたが、返却することはできないと言われた。ハローワークに提出した診断書の原本を返してほしい。

**【制度の概要】**

- 精神障害を持った者への職業紹介に当たり、ハローワークが障害の状況等を確認するために提出を求める書類は、「主治医の意見書」が原則（障害者職業紹介業務取扱要領）
  - 「主治医の意見書」は、i) 氏名等、ii) 病名等、iii) 障害の状態（現在の精神状態、症状の安定度、日常生活能力）、iv) 就労に関する事項（労働習慣の確立の程度及び今後の見込み、就労の可能性の有無や就労に際しての留意事項、労働能力の程度）、v) その他の参考となる意見を主治医が記載
- ⇒ 本件相談者は、「主治医の意見書」よりも診断書の方が安価に入手できるとして、ハローワークから診断書の提出でよいとされたもの

**【行政苦情救済推進会議の意見要旨】**

- ① i) 「主治医の意見書」よりも診断書の料金を安く設定している医療機関が多くみられること、ii) 診断書の提出を受けた場合でも、必要な情報が記載されていれば、適切に職業紹介業務が行われていることなどから、「主治医の意見書」の提出しか認めないとするハローワークにおいても、「主治医の意見書」に代えて診断書の提出を認めるなど、弾力的な対応をすべきではないか。
- ② 提出された医師の診断書について、原本を返却することによる支障も特段見当たらないことから、求めに応じて速やかに原本を返却する取扱いとすべきではないか。



## 【当局のあっせん内容】

北海道労働局は、以下の点について、管内のハローワークを指導すること

- ① 精神障害を持った者への職業紹介業務に当たり、障害の状況等を確認するために提出を求める資料については、求職者の経済的負担を考慮しつつ、弾力的な対応を行うこと
- ② 提出された医師の診断書の原本について、求めがあれば、速やかに返却に応じること



## 【北海道労働局からの回答内容】

### ①について

求職者より意見書に代わり診断書の提出があった場合は、当該求職者の経済的負担軽減のため、当該診断書により就労可能性等を判断することに努めるよう、労働局長から各公共職業安定所長に指示を行った。

また、貴局のあっせん内容について、厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課へ情報提供を行い、障害者職業紹介業務取扱要領における、精神障害者であることの判断の参考とする資料についての書きぶりについて、協議を依頼した。

なお、本年4月に障害者職業紹介業務取扱要領が一部改正された。

### ②について

求職者から提出のあった診断書の原本については、当該求職者から求めがあれば、公共職業安定所においては写しを保管し、原本については速やかに返却に応じるよう、労働局長から各公共職業安定所長に指示を行った。

(問合せ先)

北海道管区行政評価局 総務行政相談部

首席行政相談官 はぎわら かつみ 萩原 克己

電話：011-709-1803(直通)

FAX：011-709-1842

E-Mail：hkd32@soumu.go.jp